

2014年8月9日

消費者庁食品表示課 意見募集担当者様

## 「食品表示基準（案）についての意見」

日本生活協同組合連合会  
東京都渋谷区渋谷3丁目29番8号  
電話：03-5778-8109

### 全体についての意見

今回の食品表示基準（案）に関しては、基本三法（食品衛生法、JAS法および健康増進法）の食品の表示に関する規定を統一する作業の過程と捉えており、非感染性疾患の予防の観点等から栄養表示の義務化は歓迎します。

昨年6月28日に公布された食品表示法は、食品衛生法、JAS法および健康増進法の食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設し、そのメリットとして4点「整合性の取れた表示基準の制定」、「消費者、事業者双方にとってわかりやすい表示」、「効果的・効率的な法執行」、「消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与」をあげています。今回消費者庁が提出した食品表示基準（案）はこのメリットを具現化するものでなくてはならないと考えます。この視点から、日本生協連としては、以下の意見を申し上げます。

1. 食品表示基準（案）に基づく食品表示は国民に活用される表示（見やすく、わかりやすく、正しい表示）でなくてはならないと考えます。つまり、消費者にとってはわかりやすく利用しやすいもの、事業者にとっては実行可能で理解しやすいもの、行政にとっては判断・指導しやすいものでなくてはなりません。
2. 特に、栄養表示は、今回の食品表示法によって新たに義務表示となるものであり、国の栄養政策として消費者が、健康増進・栄養改善のため、活用できるものにする必要があります。
3. 今回の食品表示基準（案）策定に伴って新たに義務化される表示事項（栄養表示以外）やそれに準ずる表示事項に関しては、事業者の実行可能性が担保されるよう制度を組み立てる必要があることから、すでに流通している商品実態や事業者の活用実態を調査した上で慎重に移行させなくてはならないと考えます。事業者が実行できるよう配慮することが、適正な食品表示の推進に役立ち、結果として消費者の利益になると考えます。
4. 今後、食品の輸出入は益々拡大することが予想されます。この点から、わが国の食品表示基準は、用語や定義なども含め、国際的調和を考慮すべきであると考えます。

これらの観点から、食品表示基準（案）の条文について、以下、個別に意見を述べます。

## 1. 食品表示を「消費者にとってわかりやすく利用しやすい表示」、「事業者にとっては実行可能で理解しやすい表示」、「行政にとっては判断・指導しやすい表示」を実現するために

今回の食品表示法施行により、今までの義務表示事項に加え、栄養表示が新たに加えられることとなり、情報が増える一方、文字の大きさや表示スペースの問題などといった「見やすさ」の観点については、さらに難しくなったと言えます。

今回、この「見やすさ」の部分については、十分な議論が行われませんでしたが、今後、消費者が利用しやすい表示となるよう、引き続き検討していただきたいと思います。また、食品表示基準は膨大かつ詳細であることから、消費者の理解を深めるために、簡易なパンフレット等の作成、ホームページでのわかりやすい情報提供、説明会の実施等、丁寧な取り組みを進めてほしいと考えます。

今回の食品表示基準(案)策定により、食品事業者の多くが現在販売している食品表示の改版を行う必要が出てくることが想定されます。食品表示基準は食品事業者にとって使いやすいものでなければなりません。すなわち、食品表示基準(案)は食品事業者が当該条文を容易に探し出し、その内容を理解できるものであることが大切と考えます(340ページに及ぶ表示基準府令だけでは、参照先や具体的な判断がつきにくく不親切であると考えます)。

あわせて、指導する行政側も一元的な指導ができるよう、通知文書やガイドライン、Q&Aといったものの整備が急務であると考えます。

## 本体 26、本体 40 第八条、第二十二条

### (表示の方式等について)

表示に関して『第三条及び第四条に掲げる事項の表示は…邦文をもって、当該食品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する』とされたところですが、この「読みやすく」・「理解しやすい」・「容易に見ることができる」に関しては、食品表示基準に関わる消費者委員会食品表示部会の審議において(文字の大きさ含め)、「見やすさ」の観点では十分な審議が行われませんでした。今後、消費者の利用実態などもふまえ、「見やすさ」の議論も検討していただきたいと考えます。

## 本体 6 第三条、第二十一条、第三十二条

### (栄養成分の分析法について①表示を行おうとする者が表示する際の規定について)

栄養成分の量及び熱量の規定に関して、『一の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあっては、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該一定の値を基準とした同表の第四欄に掲げる許容差の範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあっては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内でなければならない。』との記載がありますが、これは表示値の正確性を確かめる「コンプライアンス検査」に関する規定であると考えます。食品表示基準においては、表示を行おうとする者が表示する際の規定についても書かれるべきであると考えます。

なお、表示を行なう際の規定については、消費者委員会食品表示部会栄養表示に関する調査会において、コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン(CAC/GL 2-1985)に従い、「表示を行う製品

を代表する製品を分析して得られたデータの加重平均値とすべきである。(合理的な推定により得られた値を除く)」とされたものと理解しています。

## 本体 6 第三条、第二十一条、第三十二条

### (栄養成分の分析法について②-条文の記述等について)

この条文では、「一定の値で表示する場合の基準」および「下限値及び上限値で表示する場合の基準」がひとつの構文で記述されており、不明確です。以下のように分けて記述する方がわかりやすいと考えます。

『一の一定の値を表示した食品が、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって分析された場合、その分析測定値が同表の第四欄に掲げる表示値の許容差の範囲にあること。又一の下限値及び上限値を表示した食品が、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって分析された場合、その分析測定値が当該下限値及び上限値の範囲内であること。』

なお、ここでは、一定の値を表示する場合と下限値及び上限値を表示する場合に関する規定、並びに下限値と上限値との範囲に関する規定を示すべきであると考えます。

また、以下の条文は、英語で表現した場合、意味を成さず、またコーデックスや諸外国の規定や行政実践と大きく異なる栄養表示の方法を規定していることは、WTO 通報において問題となるものと思われることから、加筆修正が必要と考えます。

『一の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあっては、別表第九の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該一定の値を基準とした同表の第四欄に掲げる許容差の範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあっては、同表の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内でなければならない。』

## 9-1 別表第九

### (栄養成分の分析法について③-第 3 欄「測定及び算出の方法」について)

別表第九の第三欄に掲げる方法は、行政が「コンプライアンス検査」を行う場合に用いる方法であることを明示すべきと考えます。加えて、別表第九の第三欄に掲げる方法と同等であるとのバリデーションが行われた方法が開発される中、食品事業者に特定の方法を義務付けることは、避けるべきと考えます。

## 本体 21、本体 46 第三条、第三十二条

### (栄養表示を省略できる食品について)

栄養成分の量及び熱量の表示を省略できる要件として、「栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの」、「極めて短い期間で原材料(その配合割合を含む。)が変更されるもの」をあげていますが、事業者の判断に迷いが生じないよう、通知や Q&A 等でその具体を明確にすべきと考えます。

## **本体 7 第三条、第二十一条、第三十二条**

### **(“合理的な推定により得られた値”の表示について)**

栄養成分の量及び熱量に関し、『表示された値が別表第九の第一欄の区分に応じた同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す表示をする場合にあっては合理的な推定により得られた値を表示することができる』とする規定されています。この規定の“一致しない可能性があることを示す表示”的表現に関し、栄養表示基準等の取扱について（消食表第282号）にその記載方法が一部書かれていますが、内容が不十分であると考えます。事業者の活用をより促すためには事業者がその判断に困らぬよう、実態に基づき具体的なものを通知やQ&A等で示すことが必要と考えます。

## **本体 26 第七条**

### **(食品への糖類無添加に関する強調表示について)**

糖類を添加していない旨の表示を行う際の要件として、『酵素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類含有量が原材料に含まれていた量を超えないこと』と示していますが、ここで指している“糖類”とは何か、また、“酵素分解その他何らかの方法”とは、どのような分析方法なのかについて、より具体的なものを通知やQ&A等で示すことが必要と考えます。

## **別記様式2-1、別記様式3-1 別記様式二、別記様式三（第八条、第二十三条、第三十五条関係）**

### **(栄養表示の様式について)**

栄養表示の様式について例示がなされていますが、どこまでが規定の範囲（義務）であるかが明確ではありません。現行制度においては、保健所などの規制当局の解釈の相違（区切り線の有無など細かな違い）によって、事業者は違反と判断される実態があると聞きます。このようなことが無いよう、より具体的なものを通知やQ&A等で示すことが必要と考えます。

## **本体 1 第二条**

### **(「生鮮食品」と「加工食品」の区分について)**

事業者が表示を作成する際、その商品が「加工食品」か「生鮮食品」なのか、また、その工程が「製造」か「加工」どちらかになるのかによって表示内容が異なってくるため、その判断に困るケースが生じことがあります。特に、複雑な経路で製造される商品にいたっては、同じような商品であっても保健所で見解が異なる判断がなされることがあるため、事業者はこれまで度々確認をしている状況があります。今後は食品表示法によって定義が統一されるため、このようなことが無いよう、判断に資する具体的なものを通知やQ&A等で示すことが必要と考えます。

## **本体 3 第三条**

### **(複合原材料の表示について)**

原材料名に関し、『二種類以上の原材料からなる原材料（複合原材料）を使用する場合の表示については、一の規定にかかわらず、次に定めるところにより表示する。ただし、単に混合しただけなど、当該複合原材料の原材料の性状に大きな変化がない場合は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示することができる。』となされたところですが、

ただし書き以降の“単に混合しただけなど”といった表現の具体的な事例が通知や Q&A 等で示されなければ、事業者はその判断がつきづらいことが考えられます。

## 本体 27、本体 47 第八条、第三十五条

### （「表示可能面積」について）

表示可能面積の解釈として、現在の加工食品品質表示基準 Q&A（平成 24 年 7 月一部改定）において、『表示事項を記載しても判読が困難な部分を除いた容器または包装の表面積をいいます。例えば、包装の重なり部分やキャンディ等のひねりの部分等は表示可能な部分には入りません』と書かれています。しかし、実際に販売されている商品においては、瓶詰めやペットボトル、装飾された包装、脱気した包装など Q&A で十分に解釈できないものもあります。現状の商品実態をふまえたものを通して Q&A 等で示すことが必要と考えます。

## 2. 消費者の健康増進・食生活改善に資する栄養表示に向けて

### 本体 6、本体 25、本体 26 第三条、第七条

#### （栄養表示の食品単位について－「100g 若しくは 100ml」、「1 食分」、「1 包装」および「その他の 1 単位」の扱いについて及び栄養強調表示における 1 食分の量について）

栄養表示の食品単位について『当該食品の百グラム若しくは百ミリリットル又は一食分、一包装その他一単位当たりの量を表示する』としており、基本となる食品単位は示されていません。現状では、同類の食品間で様々な食品単位が混在していることから、消費者が比較しづらい状況が見られ、また、特定の栄養成分を低く、あるいは高く見せるために、恣意的に 1 食分を加減することも、場合によっては可能なものとなっています。

まずは、なにを基本的な食品単位とするのかを示すべきであり、基礎的な食品（例えば、みそやしょうゆなどの基礎調味料、牛乳など飲料など）から、サービングサイズ（1 食分の量）を示すべきと考えます。なお、コーデックスのガイドライン（CAC/GL 23-1997）においてサービングサイズは国レベルで決定されるべきであると述べられおり、事業者主導ではなく行政が示すべき内容であると考えます。

### 9-1 別表第九

#### （食品表示基準に規定する「栄養成分」について）

食品表示基準に規定する「栄養成分」について今回、新たにモリブデンが追加されました。モリブデンが加えられたのは、食事摂取基準において基準値が策定されていることとの理由であり、我が国の健康・栄養政策は食事摂取基準を基本に展開されていることを考えると、同様に n-6 系脂肪酸、n-3 系脂肪酸についても追加を検討するべきと考えます。

### 9-2 別表第九

#### （含有量を「0（ゼロ）」とすることができる規定について（カリウム、リンに関して））

別表第九においては栄養成分および熱量に関し、0 と表示することができる量が定められていますが、カリウムおよびリンについては設定がありません。

高齢化社会に向け、消費者の要望から、腎臓疾患有する患者向けに、食品中のカリウムやリンの含有量について情報提供する機会や、それらを含まないことを強調する商品を販売する機会が今後増加することが考えられます。その際、事業者ごとに 0 と表示する値に違いがあると、消費者の混乱を招く可能性が考えられることから、カリウムおよびリンについても、0 と表示できる量を設定することが望ましいと考えます。

## 11-1 別表第十一（第七条関係）

### （栄養素等表示基準値について）

この別表は食品に、ある栄養成分が高い旨及び含む旨等を表示する場合の含まれる量を規定するのですが、その内容（数値）は「別途検討される栄養素等表示基準値に基づき設定される」とあります。わが国の栄養素等表示基準値は、栄養素等の摂取目標として捉えることができないため、諸外国の栄養参考量(NRVs)に比べて、活用が進んでいない実状があります。栄養素等表示基準値の今後の見直しにあっては、コーデックスガイドラインを参考に、栄養素等の摂取の目安となる値が設定され、一日当たりの摂取目安の比率に関する情報提供が可能となるような制度となるよう、検討していただきたいと考えます。

## 本体 26 第八条

### （表示の方式について）

現在、商品包材の表面に「カロリー ○ kcal」や「カルシウム △ mg」などと、栄養成分表示項目の一部だけを抜き出して表示しているものが多く流通している状況があります。一方、海外では、消費者の選択に役立つ表示方法として、front-of-package（包装食品の前面表示）の栄養表示やその他の表示方法（たとえば、赤、黄、緑の交通信号方式）の検討がすすめられています。わが国も見やすさの観点から、front-of-package の栄養表示やその他の表示方法をこの際検討すべきと考えます。

## 別記様式 3-1 別記様式三（第八条、第二十二条、第三十五条関係）

### （内訳表示の導入について）

今回、内訳表示が導入されることに関しては賛成いたします。しかしながら、消費者が表示されたものの意味をより理解できるよう、その関係性を整理し、示すことも大切であると考えます（炭水化物-食物繊維-糖質-糖類の関係性や脂質-飽和脂肪酸-トランス脂肪酸-コレステロールの関係性など）。

米国 (21 CFR 101.9 Nutrition Labeling of Food) や EU (規則 (EU) No 1169/2011 の ANNEX 1) が実施しているように、新しい表示基準においては、栄養成分の定義および解説を行うべきです。

その上で、どの成分までを内訳表示の中に入れるのか整理する必要があるものと考えます。内訳表示はわかりやすい面がある一方、行数が増えすぎた場合、重要な項目がぼやけてしまうことにもなりかねない点に関しては注意が必要と思われます。

### 3. 事業者の実行可能な制度づくりのために

#### 本体 23 第六条

##### (「推奨表示」区分を新たに設けることについて)

この推奨表示に関しては、消費者委員会食品表示でも意見が分かれた部分であり、最終コンセンサスは得られていないと認識しています。「推奨」区分は、国際的にも例がないことから、これまで通り義務と任意の区分で十分と考えます。食品表示部会におけるその他の意見としては「実質義務と変わらない」、「義務とする緊急の課題とは読み取れない」といった意見も出されており、あえてこれを設ける必要は感じられません。なお「推奨」は英語で表記すると、「recommendation」となり、WTO 通告の場では、「勧告」と解釈されることが考えられることからも、国際的には例を見ない区分を設けるべきではないものと考えます。

#### 本体 6 第三条、第二十一条、第三十二条

##### (ナトリウムの量を「食塩相当量」と表示することについて)

第三条（横断的義務事項）栄養成分において『ナトリウムの量にあっては食塩相当量の文字を冠した一定の値又は下限値および上限値により表示する』とされ、今後、栄養表示に食塩相当量を記載することになりますが、しかし、食塩を添加していない食品に対して、「食塩相当量」の表示を行うと、消費者が食塩を添加していると誤認し混乱する可能性があるため、適当ではないと考えます。

食塩を用いていない食品に対しては、現行の通り、「ナトリウム」の文字を冠して表示を行なうこと可能とし、消費者の誤解を招かないようにすべきと考えます。

なお、EUにおいては、食塩 (salt) 含量の表示が、規則 (EU) No 1169/2011において定められましたが、これが天然のナトリウムによる場合には、その旨を表示することを可能としています（ヨーロッパ委員会：規則 (EU) No 1169/2011 の適用に関する Q and As, 31 January 2013）。

#### 本体 44 第三十二条

##### (「添加物」に対して、栄養表示の義務の対象とすることについて)

添加物の義務表示事項として栄養成分があげられています。一方で本体 21 第三条（横断的義務表示）省略規定において、「栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの」があげられています。添加物はその使用が微量であり、この省略規定の範囲内であることが想定されることから、添加物は栄養表示の義務の対象外とすべきと考えます。添加物を義務表示事項としてあげるのであれば、通知や Q&A 等で栄養の供給源としての寄与の程度が小さいものについての具体を明確に示すべきと考えます。

いずれにしても、EU の規則 (EU) No 1169/2011 の ANNEX V：義務的栄養表示の要求を免除される食品のようなリストを正式に作成すべきと考えます。なお、この ANNEX V には、フレーバリング、食品添加物が含まれています。

## **本体 21 第三条**

### **(酒類の「糖質…%オフ」の表示について)**

本体 21 第三条（横断的義務表示）省略規定、栄養成分の量及び熱量について酒類があげられていますが、市場実態としてアルコール飲料においては、例えば「糖質…%オフ」といった強調表示が多くみられる状況があります。このような市場実態から考えると、酒類を除外とすべきではないと考えます。

## **本体 8、本体 43 第三条、第三十二条**

### **(製造所固有記号について)**

製造所固有記号制度は食品衛生法に基づく取締りという行政目的の制度の一部であり、長年に渡り容器包装された食品を取り扱いする多くの事業者が実際に利用し、定着させてきた制度で、食品衛生の確保、食品による被害拡大防止という観点から機能を果してきた制度であると考えています。今回の改正案は義務表示事項の変更となることから、その改正に関しては慎重に行なうべきであると考えます。

一方、今回の食品表示基準（案）における製造所固有記号制度の見直しの直接的なきっかけは、昨年末に発生した意図的な化学物質の混入により汚染された食品の件について、流通段階や家庭からの回収に関し、NB 商品と比較して製造所固有記号が表示された PB 商品での対応が遅れたことがあげられています。

しかし、この問題は回収対象商品の特定に関する情報提供のあり方にあるといえ、製造所固有記号の問題と被害拡大を防ぐための食品リコールとは直接関係するものではないと考えます。食品リコール問題の解決を目指すのであれば、米国のような商品リコールを食品事業者が行うためのガイドラインや関係省庁等が行うべき手続き等を定めた法律体系の導入を検討すべきであると考えます。

なお、消費者が知りたいという要望に対しては、消費者からの問い合わせに事業者が適切かつ迅速に回答できるような体制を整える、あるいは製造所固有記号データベースの構築と消費者への開放（検索可能）といった、現行規制の範囲で出来ることを考えるべきであり、また、事業者の自主的取り組みを推進することも方策のひとつと考えます。なお、弊会プライベートブランドにおいては自主基準において可能な限り製造所の情報も表示するようにしています。

そのうえで、製造所固有記号制度を見直すのであれば、「消費者の要望」「危害拡大防止」「これまでの議論の経緯」「事業者の利用実態」の4つの観点から現状を分析した上で進めるべきと考えます。

## **4. 国際的な調和の推進のために**

### **4-1～4-96 別表第四**

#### **(「砂糖類」の用語について)**

「砂糖類」の用語は、「糖類」とすべきと考えます。今回、栄養強調表示においてコーデックスの考え方方が導入されました。今後同様に用語表記等においてもコーデックス等の国際的な規定にあわせることを考慮すべきと考えます。

## 12-1 別表第十二

### (含まない旨の表示の基準値について)

別表第十二（第七条関係）は、コレステロールに係る含まない旨の表示及び低い旨の表示の基準値についての例外規定が示されています。今回の食品表示基準（案）では、栄養強調表示について、コーデックスガイドライン（栄養クレームとヘルスクレームの使用に関するガイドライン：CAC/GL 23-1997）の規定を適用していくとされていますが、コーデックスガイドラインにはコレステロールの強調表示に例外規定はありません。国際的な整合性の確保の観点から、別表第十二（第七条関係）の備考二（コレステロールに係る含まない旨の表示及び低い旨の表示の基準値についての例外規定）は削除すべきと考えます。

## 本体 8 第三条

### (個別表示・一括表示について)

アレルゲンの表示方法に関しては『特定原材料を原材料として含む旨を、原則、原材料名の直後に括弧を付して表示する。』としています。この原則はアレルゲンの個別表示に係る規定になりますが、一括表示に関する記述も同様に盛り込むべきと考えます。

## 別記様式 1-1 別記様式一（第八条関係）

### (表示レイアウトについて-添加物以外の原材料と添加物の区分を明確に表示する規定について)

別記様式一『添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる』としていますが、別記様式の項目に添加物を設けるといった議論は消費者委員会食品表示部会では行われていません。別記様式の「添加物」は別項目ではなく原材料の一部として取り扱うべきと考えます。

また、添加物以外の原材料と添加物の区分を明確に表示する規定について、両者の区分を明確に表示することは表示内容の変更となり、義務事項の変更となるものです。ここで規定している『添加物以外の原材料と添加物の区分を明確に表示する』の意味・理由を明確にし、その必要性について検討する必要があるものと考えます。

なお、CODEX STAN 1-1985（事前包装食品の表示に関する一般規格）では、食品添加物を含め、すべての原材料は、仕込み重量順に表示することになっており、添加物とそれ以外の原材料を区別していないことに関しては留意すべきであり、この区分を明確に表示する規定に関しては事業者の努力規定程度にとどめるべき内容と考えます。

以上